

事務連絡
令和4年3月11日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援（酸素濃縮装置の無償貸付）の継続について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

保健・医療提供体制確保計画等により、これまでも入院待機施設等の整備を進めてきていただいているところであり、その際、あわせて「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備について」（令和3年8月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「8月25日事務連絡」という。）により、簡易的な酸素配管を整備する方法を中心に酸素投与を行う環境整備を行っていただいているところです。

感染状況や事業者等の選定・契約、施行期間等を勘案し、速やかに入院待機施設等の整備等が必要な場合も想定し、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）等の整備に対する支援（酸素濃縮装置の無償貸付）について」（令和3年9月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「9月13日事務連絡」という。）に基づき、酸素濃縮装置を一定数厚生労働省において借り上げ、緊急的に必要となる都道府県に対し、無償貸付（以下単に「貸付」という。）を行ってきたところです。

今般、令和4年度においても、この貸付の枠組みを継続することとしましたので、お知らせします。

記

1. 基本的な考え方

(1) 貸付に係る基本的考え方

今後とも各都道府県はより効率的な仕組みとして推奨している簡易的な酸素配管による整備を促進し、酸素供給体制の確保に努めていただくことを第一としつつ、当該整備の完了・稼働までに必要な酸素濃縮装置を確保することが難しい都道府県に対し、厚生労働省から貸付を行うこととする。

(2) 既に貸付を行っている酸素濃縮装置について

9月13日事務連絡に基づき、本日時点で貸付の承認を行っている酸素濃縮装置については、貸付期間を令和4年3月31日までとしているため、令和4年4月1日以降も継続して使用を希望する場合は、今年度中に、別紙2の「貸付延長申請書」を提出した上で承認を受けること。本日以降、新たに貸付の申請を行う場合には、この事務連絡でお示しする貸付方法を参照の上、別紙1の「貸付申請書」様式にて申請すること。

(3) 令和4年度における貸付の対象

原則、8月25日事務連絡でお示ししている入院待機施設のほか、臨時の医療施設や宿泊療養施設で使用するものを対象とする。自宅療養中の患者や高齢者施設等で療養中の患者への往診で使用する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の対応で必要となる各場面で使用する場合も対象とするが、以下の点に留意すること。

【留意点】

- ・ (1)でお示したとおり、臨時の医療施設や入院待機施設等の整備を行う際には、同時に多数の患者に対して安定的に酸素投与を行うことが可能となる既存の酸素配管を活用する方法や、新たに簡易的な酸素配管を整備する方法で対応することを積極的に検討すること。
- ・ 自宅療養中の患者や高齢者施設等で療養中の患者への往診で使用するものについては、各自治体で確保いただく酸素濃縮装置を活用いただくことが望ましいこと。

貸付を行った酸素濃縮装置については、例えば入院待機施設等において簡易的な酸素配管により整備が完了したことに伴う返還分を除き、感染状況が変化する都度の回収は原則行わないこととする。ただし、感染が急拡大しつつある地域に対し緊急的な対応が必要となった場合、感染が急拡大していない都道府県からの酸素濃縮装置の返還を求めることもあり得るので、ご了承ください。

(4) 申請及び貸付の決定時期

都道府県から、随時、申請を受け付けることとし、厚生労働省において、随時、貸付を決定し、通知する。

2. 貸付方法

(1) 基本的な流れ

- ① 貸付に係る希望の申請（都道府県→厚生労働省）：随時

貸付を希望する都道府県（管内の市町村・特別区において貸付の希望がある場

合も、都道府県がとりまとめて申請を行うこと。) から、別紙様式に必要事項を記入の上、厚生労働省に提出すること（提出は随時可能）。

【提出先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班

メールアドレス：corona-houkoku@mhlw.go.jp

② 各都道府県に対する割り当て分の決定（厚生労働省）：随時

厚生労働省においては、随時、貸付を行う先及びその数量、貸付に係る期限等を決定し、その決定内容を、別紙3の貸付承認書により、担当メーカーの連絡先等と合わせて、都道府県に対して連絡する。同時に、厚生労働省から各メーカー等に対し、担当都道府県及び連絡先、割当数等を連絡する。都道府県は、別紙4の借受書を厚生労働省に提出すること。

※ 新規感染者数が急増、病床が急激に逼迫する状況など、緊急の必要性がある場合、臨時に決定することもあり得る。

※ メーカー及び機種を選定は不可とする。

③ 各都道府県への移動指示（都道府県→メーカー）

メーカーから貸付申請書等に記載された都道府県担当者に連絡するため、都道府県担当者はメーカーに対し、設置場所、数量等を連絡の上、移動指示を行うこと。メーカーは当該指示の下、必要台数の酸素濃縮装置を配備先に納品、設置する。

その際、機器取扱説明、障害発生時の措置方法、火気等の安全指導等について、メーカーより都道府県担当者（市町村・特別区が施設の設置・運用の主体となる場合は当該市町村・特別区担当者も含む。）に行う。実際の機器使用者が別にいる場合、当該使用者に対する説明は都道府県担当者より行うこと。

※ 災害時及び故障時以外のメーカーに対する指示は、各メーカーの営業時間内に行うものとする。

④ 各都道府県における運用（都道府県）

入院待機施設等において、納品された酸素濃縮装置を適正に使用すること。

申請した酸素濃縮装置は、メーカー保管ではなく都道府県において保管すること。往診に使用する場合も、都道府県において不使用時の保管場所を確保し、使用時にメーカーに依頼する等検討すること。

使用中、機器の作動不良及びその他機器の使用に支障が発生した場合、都道府県より担当メーカーに対し依頼、メーカーにおいて対応することになる。また、保守点検（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭

和 35 年法律第 145 号) に基づき作成された添付文書に定められた点検) により、不具合が見つかった場合の修理及び交換についてはメーカーが行うことになる。

なお、災害時において、当該酸素濃縮装置を利用している療養者の所在、状況の特定等は都道府県等で行い、国に対しても報告するものとする。また、災害時等に酸素濃縮装置の使用に支障が生じた場合の連絡先、体制等をあらかじめメーカーと協議しておくこと。

⑤ 回収 (厚生労働省→都道府県→メーカー、都道府県→厚生労働省)

貸付期限を迎える酸素濃縮装置について、貸付期限の到来について、厚生労働省より都道府県及びメーカーに対し、あらかじめ案内を行う。その上で、都道府県よりメーカーへ依頼を行い、メーカーが都道府県の設置場所より回収を行う。なお、使用場所として申請した場所以外で使用する場合 (例えば、入院待機施設で使用するため借受けたが、簡易的な酸素配管による整備が完了したので、別の宿泊療養施設の整備に使用する場合等) については、都道府県は、当該整備に必要な数量を整備する施設に移動するよう、メーカーに指示を行うとともに、その旨を厚生労働省へ連絡すること。

(2) その他

厚生労働省とメーカー間の契約においては、

- ・ 酸素濃縮装置の借り上げ費用
- ・ 都道府県が移動指定を行う場所への移送、設置、使用方法の指導、及び回収
- ・ 保守点検、メーカーと厚生労働省との間で契約した消耗品の交換
- ・ 故障時の対応

に関する費用が含まれているが、当該契約に含まれる消耗品等以外を使用する場合等、その他費用は、当該都道府県にて負担すること。そのため、予め都道府県負担となる消耗品をメーカーへ確認しておくこと。

なお、厚生労働省が貸付した酸素濃縮装置を保険医療機関において使用する場合、当該装置に係る診療報酬 (C158 酸素濃縮装置加算及び C171 在宅酸素療法材料加算) は算定しないこと。

(3) 台湾からの医療機器の支援について

台湾から供与いただいた酸素濃縮装置については、「台湾からの医療機器の支援 (酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ) について」(令和 3 年 9 月 17 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) に基づき、引き続き無償譲渡することが可能であるため、こちらの枠組みについてもあわせて活用されたいこと。なお、同事務連絡に基づくパルスオキシメータの無償譲渡については終了していることを申し添える。

(参考)

- ・「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）について」
（令和3年9月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833942.pdf>

- ・「台湾からの医療機器の支援（酸素濃縮装置及びパルスオキシメータ）に係る追加申請の受付について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000853362.pdf>

以上